

広島県水道広域連合企業団管理規程第 12 号

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団会計規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次 第 1 章—第 4 章 （略） 第 5 章 たな卸資産（第 44 条—<u>第 56 条</u>）</p> <p><u>第 6 章—第 10 章</u> （略） 附則</p> <p>（定義） 第 2 条 （略） (1)—(17) （略） <u>(18) 物品 広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 37 号）第 2 条第 10 号に規定する物品をいう。</u></p> <p>（会計事務の委任） 第 6 条 法第 13 条第 2 項の規定に基づき、企業長は、別表第 1 の企業出納員に対し、当該企業出納員が所属する本部又は事務所における現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関する事務（次項の規定により別表第 2 の企業出納員に対し委任する事務を除く。）を委任するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（現金取扱限度額） 第 7 条 法第 28 条第 4 項の規定により現金取扱員が 1 日に取り扱うことができる現金の限度額は、20 万円とする。ただし、<u>執行管理者</u>は、現金取扱員が業務の執行上特に必要があると認めるときは、当該限度額を超えて取り扱わせることができる。</p> <p>（会計帳簿の種類及び保管） 第 11 条 （略） (1)—(23) （略）</p>	<p>目次 第 1 章—第 4 章 （略） 第 5 章 たな卸資産（第 44 条—<u>第 55 条</u>） <u>第 6 章 たな卸資産以外の物品（第 56 条—第 58 条）</u> 第 7 章—第 11 章 （略） 附則</p> <p>（定義） 第 2 条 （略） (1)—(17) （略）</p> <p>（会計事務の委任） 第 6 条 法第 13 条第 2 項の規定に基づき、企業長は、別表第 1 の企業出納員に対し、当該企業出納員の所掌する公営企業の業務に係る現金、有価証券及び物品の出納並びに収入及び支払の確認に関する事務（別表第 1 の本部（<u>水質管理センター</u>）の企業出納員に対し委任する事務における収入及び支払の確認に関する事務及び別表第 2 の企業出納員に対し委任する事務を除く。）を委任するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（現金取扱限度額） 第 7 条 法第 28 条第 4 項の規定により現金取扱員が 1 日に取り扱うことができる現金の限度額は、20 万円とする。ただし、<u>企業長又は事務所長</u>は、現金取扱員が業務の執行上特に必要があると認めるときは、当該限度額を超えて取り扱わせることができる。</p> <p>（会計帳簿の種類及び保管） 第 11 条 （略） (1)—(23) （略）</p>

(24) 郵便切手類出納簿

(資金前渡等ができる経費)

第34条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 講習会等の参加に要する経費

(支出事務の受託者の報告)

第40条 法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の規定により支出の事務の委託を受けた者は、第37条の規定の例により、その支出の結果を執行管理者に報告しなければならない。

(受入及び払出)

第46条 執行管理者は、たな卸資産の受入及び払出は、支払伝票又は振替伝票の発行により行うものとする。

2 企業出納員は、前項のたな卸資産の受入及び払出について、貯蔵品出納簿に記帳整理するものとする。

(事故報告)

第54条 (略)

2 企業長以外の執行管理者は、前項の報告を受けた場合は、報告書に意見書を添えて、遅滞なく企業長に報告しなければならない。

(不用品)

第55条 執行管理者は、たな卸資産がその用途に供することができなくなったときは、当該たな卸資産を不用品として決定する。

第57条及び第58条 削除

第6章 (略)

(固定資産の異動)

第60条 執行管理者は、固定資産を取得し、こ

(資金前渡等ができる経費)

第34条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(支出事務の受託者の報告)

第40条 法第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の規定により支出の事務の委託を受けた者は、第37条の規定の例により、その支出の結果を執行管理者に報告しなければならない。

(受入及び払出)

第46条 たな卸資産の受入及び払出は、支払伝票又は振替伝票の発行により行うものとし、貯蔵品出納簿に記帳整理するものとする。

(事故報告)

第54条 (略)

(不用品の処分)

第55条 企業出納員は、たな卸資産のうち不用品となったもの又は使用に耐えなくなったものについては、当該たな卸資産を不用品として整理し、これを売却するものとする。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適當と認められるものについては、これを廃棄することができるものとする。

第6章 たな卸資産以外の物品

(物品の購入等)

第57条 購入により物品を取得しようとするとき又は物品を修繕しようとするときは、発注決裁書によりこれらを行うことができる。

(事故報告等)

第58条 第54条及び第55条の規定は、たな卸資産以外の物品の場合について準用する。

第7章 (略)

(固定資産の異動)

第60条 企業長又は事務所長は、固定資産を取

れに改良を加え、又は処分しようとするときは、その内容に応じて支払伝票、振替伝票又は収入伝票の発行により、これを行うものとする。

2 (略)

第7章 (略)

第8章 (略)

第9章 (略)

第10章 (略)

別表3 (第14条関係)

勘定科目表

収益勘定 (略)

費用勘定 (略)

資産勘定

固定資産 (略)

流動資産

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)
その他 流動資産	保管有 価証券 (略)		

負債勘定 (略)

資本勘定 (略)

得し、これに改良を加え、又は処分しようとするときは、その内容に応じて支払伝票、振替伝票又は収入伝票の発行により、これを行うものとする。

2 (略)

第8章 (略)

第9章 (略)

第10章 (略)

第11章 (略)

別表3 (第14条関係)

勘定科目表

収益勘定 (略)

費用勘定 (略)

資産勘定

固定資産 (略)

流動資産

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)
その他 流動資産	保有有 価証券 (略)		

負債勘定 (略)

資本勘定 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。